

障害福祉サービス事業等

申請手続きの手引き

この資料は、令和3年4月時点の制度等に基づき作成したものです。
今後変更の可能性があることに留意してください。

令和5年4月

神戸市福祉局監査指導部

[ホームページへのアクセス方法]

神戸市トップページ <http://www.city.kobe.lg.jp/>

ホーム > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求、指導監査（障害福祉） > 指定申請・加算等手続き、報告・届出（障害福祉サービス） > 障害福祉サービス事業等の指定申請（事業者向け）

目 次

I	概要	
1.	はじめに	1
2.	障害者総合支援法等におけるサービス体系	1
3.	指定の要件	2
4.	他法令の遵守について	2
II	指定申請について	
1.	指定にかかる事務手続き	3
2.	指定申請のスケジュール	4
3.	提出書類	5
4.	申請書類の作成と注意点	5
5.	申請方法	5
6.	審査・指定	5
7.	申請先	6
III	指定基準等について	
1.	障害福祉サービス事業等の形態について	8
2.	障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について	11
(1)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	13
(2)	短期入所	19
(3)	共同生活援助	20
(4)	重度障害者等包括支援	24
(5)	その他障害福祉サービス及び障害者支援施設	25
3.	相談支援事業者の指定について	37
IV	その他必要な手続き	
1.	その他手続きの概要	41
2.	変更届の提出について	42
3.	介護給付費等算定届について	42
4.	指定更新について	43
5.	事業所の廃止、休止及び再開について	44
6.	障害福祉サービス事業等の開始届等について	44
7.	業務管理体制整備にかかる届出等について	44
8.	情報公表制度について	44
V	参考事項	
1.	主たる対象者の特定について	45
2.	人員配置基準に必要な項目の算出方法について	45
3.	定款の事業名の記載について	46
4.	介護給付費又は訓練等給付費の請求について	46
5.	契約について	47
6.	主な法令・通知	48

VI 神戸市ホームページのご案内

1. 各種様式の掲載ページについて	49
-----------------------------	----

〔改訂履歴〕

令和3年7月

令和5年4月 申請書類提出先を変更、判断の目安について備考等に記載

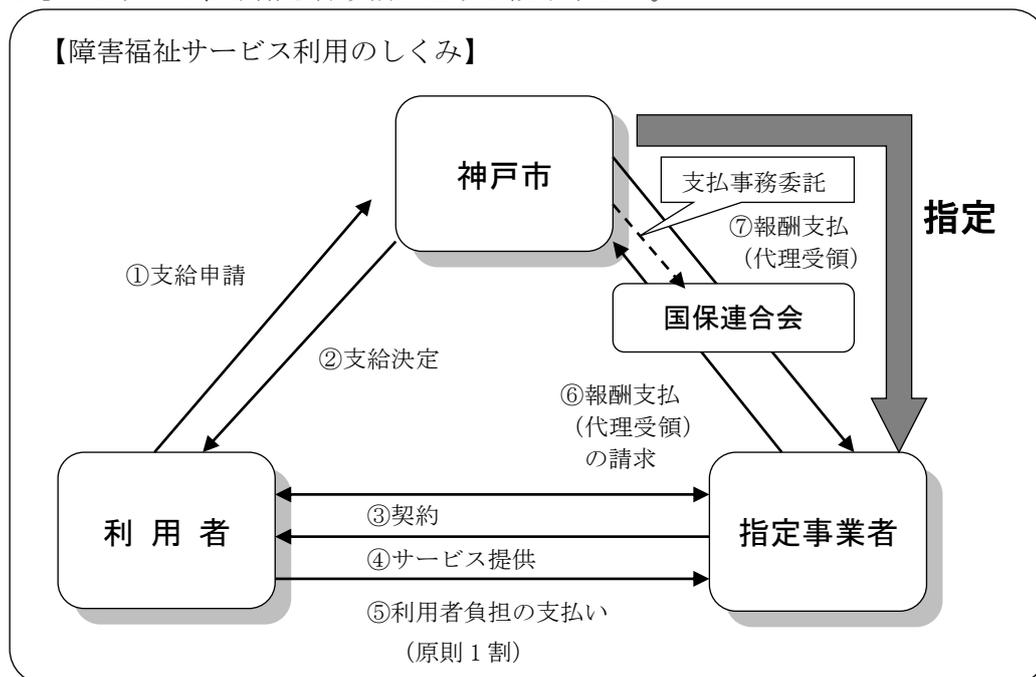
斜体下線で表記しているのは判断の目安です

I 概要

1. はじめに

障害福祉サービス事業等を提供する事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下この手引きにおいて「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事(指定都市及び中核市においては当該市長)の指定を受ける必要があります。

この手引きは、障害福祉サービス事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。



2. 障害者総合支援法等におけるサービス体系

障害福祉サービス		
【介護給付】法第28条第1項		
○居宅介護	○療養介護	○施設入所支援
○重度訪問介護	○生活介護	
○同行援護 (H23.10～)	○短期入所	
○行動援護	○重度障害者等包括支援	
【訓練等給付】法第28条第2項		
○自立訓練 (機能訓練)	○就労継続支援 (A型)	○自立生活援助 (H30.4～)
○自立訓練 (生活訓練)	○就労継続支援 (B型)	○共同生活援助
○就労移行支援	○就労定着支援 (H30.4～)	

相談支援		
【地域相談支援給付】法第51条の14第1		【計画相談支援給付】法第51条の17第1項
○地域移行支援	○地域定着支援	○計画相談支援
【障害児相談支援給付】児童福祉法第24条の26第1項		
○障害児相談支援		

3. 指定の要件

障害福祉サービス事業等を提供する事業者の指定は、障害者総合支援法第 36 条及び神戸市の条例の規定に基づき、

- 法人格を有すること
- 事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- 適正な運営が見込めること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たしていただく必要があります。

(1) 事業者・施設の責務について（障害者総合支援法第 42 条、第 51 条の 22）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

(2) 指定基準について（障害者総合支援法第 43 条、第 44 条、第 51 条の 23、第 51 条の 24）

サービス種別毎に以下の 3 つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

(3) 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、最低基準も満たしていただく必要があります。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、神戸市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。

（法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29）

※障害児相談支援事業者の指定に関しては、児童福祉法において、同様の規定があります。

4. 他法令の遵守について

障害福祉サービス事業等を行うに当たり、法及びその他関係法令を遵守することが必要です。指定申請時に提出いただく「参考様式20 事業計画書」に記載した「土地・建物に関する確認事項の報告」箇所を参考に、各種法令の確認及び必要な手続きを行なってください。指定申請時だけでなく、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも確認が必要です。また、生産活動等を行う場合は、当該活動等に関する法令も合わせて確認が必要です。

主な関係法令：建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法、福祉のまちづくり条例等

※送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。指定申請時には、①駐車場の契約書の写し、②駐車場の場所が分かる地図、③駐車場の写真（車を停車したもの）の提出を求めます。路上駐車は近隣住民に迷惑となり、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

※神戸市では、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止するため、農村地域や六甲山系を中心に市街化調整区域を定めています。市街化調整区域では建築物の建築や用途の変更等が制限され、都市計画法に基づく手続きが必要です。市街化調整区域で開設をされる場合は、申請手続きを行う前に開発許可を受けてください。

II 指定申請について

1. 指定にかかる事務手続き

(1) 新規指定

新たに事業を実施する事業者は、「II 指定申請について」を参照し、指定申請を行ってください。指定はサービスの種類ごとに行いますので、すでに指定を受けている事業者であっても、他の種類のサービスを行う場合は、あらためて指定申請を行う必要があります。

(2) 指定の変更（利用定員の増加）

以下の場合には、指定変更の申請をする必要があります。

①指定障害福祉サービス事業者が、「生活介護」及び「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の利用定員を増加しようとするとき（障害者総合支援法第37条）

※減少させる場合は、運営規程変更にかかる変更届（様式第2号）、障害福祉サービス事業等変更届（様式第15号）、定員変更にかかる加算届（様式第5号）を提出して下さい。

②指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、または入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」に限る。）を増加しようとするとき（障害者総合支援法第39条）

※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」以外の施設障害福祉サービスの定員の増加は、運営規程変更にかかる変更届（様式第2号）、障害福祉サービス事業等変更届（様式第15号）、定員変更にかかる加算届（様式第5号）を提出して下さい。

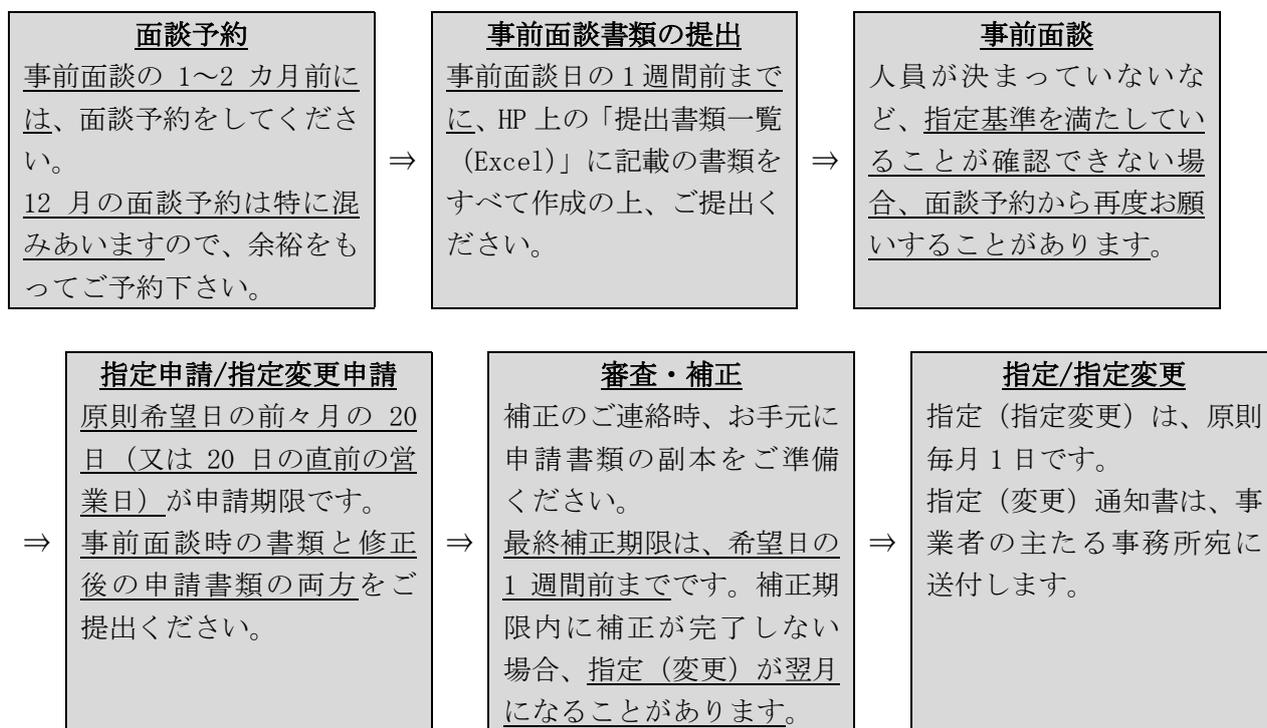
なお、指定変更の申請手続きは、基本的に新規指定と同じです。ただし、添付書類で変更内容に関わらないものは省略することができます。（例：登記簿謄本、管理者等の経歴書、欠格事項に関する誓約書、協力医療機関との契約内容 等）

(3) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、6年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。6年ごとに更新を受けなければ失効します。

2. 指定申請のスケジュール

<事業者指定（指定変更）までの流れ> ※訪問系サービス除く



(1) 事前面談

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月 1 日です。また、申請書類の提出までに事前面談が必要ですので、次ページの「4. 申請先」を参照し、事前に電話により日時を予約し、事前面談日の 1 週間前までに「2. 提出書類」を提出の上、来庁してください。（原則、管理者またはサービス提供責任者・サービス管理責任者が同席してください。また、事前に予約をいただかなければ、事業者との面談等により対応できません。）事前面談の予約は、1 ヶ月後若しくはそれ以上の日程となる恐れがあります。

(2) 申請書類の提出期限

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

神戸市ホームページ「**【介護サービス事業者】新規指定申請等の手続き**」の「2. 指定・許可の流れ」でご確認ください。

② ①以外の障害福祉サービス、一般・特定・障害児相談支援

申請書類は指定希望日の前々月 20 日（必着）が提出期限です。但し、3 月 1 日、4 月 1 日指定を希望される場合は、12 月末までに事前面談のうえ、3 月 1 日に指定日を希望する場合は 1 月 15 日まで、4 月 1 日に指定日を希望する場合は 1 月末までが提出期限です。6 月 1 日に指定日を希望する場合は 4 月 15 日までが提出期限です。

（提出期限が閉庁日の場合は、提出期限以前の最終開庁日が締切です。）

申請が混み合う場合もありますので、指定日については、担当者と事前によく相談してください。また、サービスの種類によっては、事前面談に時間を要することがありますので、できるかぎり早めにご相談ください。

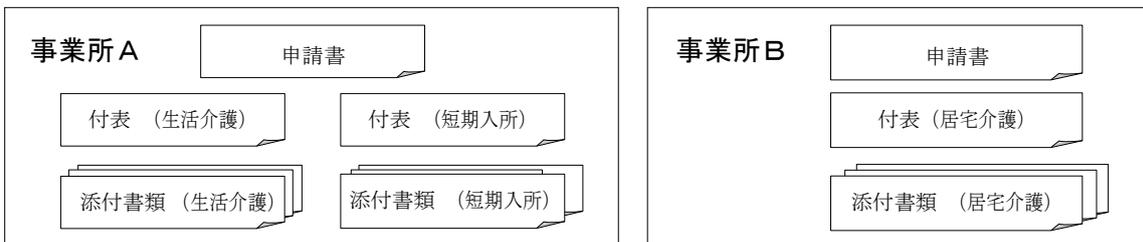
3. 提出書類

申請の際に必要な書類は、神戸市ホームページに掲載する「提出書類一覧 (Excel)」を参照し、様式をダウンロードして作成して下さい。様式の変更等は、随時行いますので、提出時に毎度神戸市ホームページを確認するようにして下さい。

4. 申請書類の作成と注意点

事業所ごとに申請書を作成し、サービスの種類ごとの付表と必要な添付書類を準備して下さい。書類は、A4 サイズの片面印刷です。申請書類は、正副各 1 部を作成し、正本 1 部を提出いただき、副本は申請者において保管して下さい。

【作成例】ある法人が 2 つの事業所で事業を行い、かつ、一方の事業所で複数の種類のサービスを行う場合



※1 事業所単位の添付書類で、重複する書類は 1 部で結構です。

※1 事業所単位で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合は、申請書は 1 部で結構です。

5. 申請方法

事前面談終了後、必要書類を揃えて提出して下さい。

書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

※現在、指定に係る手数料は必要ありません。

6. 審査・指定

- ・申請後、申請書類を当方で確認次第、補正の連絡をします。
申請書類の副本をご準備の上、ご対応ください。
- ・申請後、複数回補正にご協力いただくことがあります。補正が希望日の 1 週間前までに完了しない場合、指定日が希望月の翌月 1 日になることがあります。
- ・審査の結果、基準を満たす事業者は、指定障害福祉サービス事業者として指定します。
- ・指定は毎月 1 日です。指定日より事業開始が可能です。
- ・指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。

7. 申請先

※サービス種類によって、申請先が異なりますのでご注意ください。

申請書類	書類提出先
指定申請書 (様式第 1 号) ●訪問系サービス以外の指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、指定一般・特定・障害児相談支援事業	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762
指定変更申請書 (様式第 1 号の 2)	同上

申請書類	書類提出先
指定申請書（様式第1号） ●訪問系サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援）	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 TEL (078) 322-6771 FAX (078) 322-6762

申請（届出）書類提出先（参考）

※サービス種類、届出（申請）書類によって、提出先が異なりますのでご注意ください。

	申請（届出）書類	書類提出先
更新	指定更新申請書 （様式第1号の3）	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係
	変更届（様式第2号）	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階 神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係
加算	加算届（様式第5号） ●訪問系サービス以外	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 ●訪問系サービス以外 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762 ●訪問系サービス TEL (078) 322-6771 FAX (078) 322-6762
処遇改善	障害福祉サービス等処遇改善計画書（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算） ※算定開始又は区分変更の場合	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 ●訪問系サービス以外 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762 ●訪問系サービス TEL (078) 322-6771 FAX (078) 322-6762
	同 ※継続の場合	e-KOBE（神戸市スマート申請システム） https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list ホーム > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求、指導監査（障害福祉） > 指定申請・加算等手続き、報告・届出（障害福祉サービス） > 処遇改善・特定処遇改善加算
	障害福祉サービス等処遇改善加算実績報告書（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算）（別紙様式3）	e-KOBE（神戸市スマート申請システム） https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/procedure/2/list ホーム > ビジネス > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 指定申請・請求、指導監査（障害福祉） > 指定申請・加算等手続き、報告・届出（障害福祉サービス） > 処遇改善・特定処遇改善加算 >
廃止他	廃止届・休止届・再開届（様式第3号）（様式第16号）	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局監査指導部 ●訪問系サービス以外 TEL (078) 322-6265 FAX (078) 322-6762 ●訪問系サービス TEL (078) 322-6771 FAX (078) 322-6762

Ⅲ 指定基準等について

指定を受けるには、厚生労働省が定める以下の指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示等も発出されています。事業者として把握しておくことが必要ですので、官報等によりご確認願います。(主な法令・通知一覧は 48 頁に記載)

また神戸市では、一部独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。

(49 頁参照)

〔指定基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号)
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 172 号)
一般相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 27 号)
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号)
障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 29 号)

〔最低基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 174 号)
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 177 号)

〔報酬算定基準〕

サービス種類	省令・告示
障害福祉サービス事業、障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)

※このほか、全国障害保健福祉主管課長会議資料等をご参照ください。

なお、厚生労働省の会議資料は、ワムネットで閲覧が可能です。

○ワムネット (WAM NET) トップページ <http://www.wam.go.jp/>

トップ > 行政情報 > 障害者福祉

1. 障害福祉サービス事業等の形態について

(1) 従たる事業所

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型、計画相談支援、障害児相談支援については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、以下の要件を満たすものについては、1つの事業所として指定します。この場合、報酬単価の定員規模については、主たる事業所と従たる事業所とを合わせた利用定員数によって算定します。

【1つの指定事業所とする要件】

①利用定員（規模）

○従たる事業所について、事業ごとに定める利用定員以上であること
（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6 人、就労継続支援 10 人）

②人員配置

主たる事業所及び従たる事業所の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、主たる事業所及び従たる事業所において常勤かつ専従の従業者がそれぞれ 1 人以上（計画相談支援、障害児相談支援にあつては、専従の従業者がそれぞれ 1 人以上）確保されていること

③設備

利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと（訓練・作業室、便所、洗面所を除く）

④事業運営

- ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- イ) 事業所間で相互支援の体制があること
- ウ) 苦情処理や損害賠償等に、一体的な対応ができる体制にあること
- エ) 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- オ) 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- カ) 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- キ) 会計管理が一元化されていること

⑤地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であつて、サービス管理責任者又は相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。主たる事業所と従たる事業所間の公共交通機関等による経路距離がわかる地図を添付すること。

(2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

同一敷地内において複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型事業所として取り扱います。

なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の新規指定となります。

（対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

【多機能型に関する特例】

①利用定員（規模）に関する特例

- 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- 事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス5人）
- 主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて5人以上であること
- 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスを一体的に行う場合にあっては、全ての事業を通じて5人以上であること

②従業者に関する特例（サービス管理責任者の配置）

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

③設備に関する特例

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能（訓練・作業室を除く）

【給付費について】

- ・多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。ただし、加算はサービス毎の定員に応じた定員区分により算定されます。
- ・多機能型事業所等のうち、指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型児童発達支援、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、多機能型児童発達支援、多機能型医療型児童発達支援、多機能型放課後等デイサービスの利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模により算定されます。ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が兼務する場合にあっては、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

（3）サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害支援区分に基づき設定されますが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることが可能です。

①対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

②サービス提供単位の考え方

- 原則は、1つの事業所に1単位
- ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービス提供単位ごとに平均障害支援区分を算定する。

③サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

④給付費

- 事業所全体の定員規模により算定する。
- ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

【判断基準】

- サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- 各サービス提供単位の最小利用定員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小定員とする。(療養介護及び生活介護 20 人、施設入所支援 30 人)

2. 障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について

障害福祉サービス毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。詳細は、7頁に記載した基準省令等を必ずご確認ください。

【用語の定義】

用語	定義
常勤換算方法	<p>当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスのサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>参考：1週間の常勤換算の計算例 「常勤の従業者が勤務すべき時間数」が週40時間の事業所に、週20時間勤務の世話人が3人いる場合 $(20時間 + 20時間 + 20時間) \div 40時間 = 世話人 1.5$（常勤換算）</p>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>参考：常勤換算の上限 時間外労働等により、「常勤の従業者が勤務すべき時間数」以上に勤務しても、一人の従業者で算出できる常勤換算の上限は1.0です。</p>
常勤	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p>

用 語	定 義
	<p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であつて、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>
<p>「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>
<p>前年度の平均値</p>	<p>指定障害福祉サービス事業所等で従業者の員数を算定する場合に用いる「利用者数」の算定方法は以下のとおりです。（但し、<u>就労定着支援、自立生活援助、短期入所を除く</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の前年度の前利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。（小数点第 2 位以下を切り上げ） <p>また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は利用定員の変更をした事業者又は施設において、新設又は利用定員の変更分に関し、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、以下による。 <ul style="list-style-type: none"> ○事業開始又は利用定員増から 6 月未満の間 利用定員の 90%（利用定員増の場合、増加分の利用定員の 90%） ○事業開始又は利用定員増から 6 月以上 1 年未満の間 直近 6 月における全利用者の延べ数を当該 6 月間の開所日数で除して得た数 ○事業開始又は利用定員増から 1 年以上経過している場合 直近 1 年間ににおける全利用者等の延べ数を当該 1 年間の開所日数で除して得た数 ○利用定員減少後の実績が 3 月以上ある場合 減少後の全利用者の延べ数を当該 3 月間の開所日数で除して得た数

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

① サービス内容

ア) 居宅介護

身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは、基準違反となる（指定基準第4条第1項及び第32条）。

イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- 居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護
- 居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事
- 居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護

ウ) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

エ) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

② 人員配置基準について

【指定基準】

- 管理者1人（常勤・専従）
- サービス提供責任者1人以上（常勤・専従）
 - ※(i)、(ii)、(iii)により算定した数のいずれか低い方の基準以上
 - (i) 当該事業所のサービス提供時間が概ね450時間又はその端数を増す毎に1人以上
 - (ii) 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増す毎に1人以上
 - (iii) 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上
- ヘルパー2.5人以上（常勤換算）
- 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。
- ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件

を満たす必要がありますので、「③ヘルパーの資格要件について」を参照して下さい。

○ サービス提供責任者の配置については、一部要件が緩和されています。

※常勤要件の緩和（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通）

- ア) 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。
- イ) 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。
- ウ) 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。
- エ) 指定基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。
- オ) 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業員の勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

※重度訪問介護における要件の緩和

- ア) 当該事業所の月間延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上
- イ) 当該事業所の従業員の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上
- ウ) 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

③ヘルパーの資格要件について

ア) サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

資格要件 サービス種別	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)							その他	
		実務者研修	居宅介護職員初任者研修	介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	訪問介護員(1級)	居宅介護従業者養成研修(1級)	訪問介護員(2級)		居宅介護従業者養成研修(2級)
居宅介護	○	○	注2	○	○	注2				
重度訪問介護	○	○	注2	○	○	注2				注3
同行援護(注4)									○	注5
行動援護(注6)	△	△	注2	△	△	注2	△			

注1 強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注2 実務経験3年以上（居宅介護で30%減算、将来的に廃止される予定）

注3 サービス提供職員（ヘルパー）のうち、相当の知識と経験を有する者

注4 同行援護のサービス提供責任者の資格要件については17頁参照

注5 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注6 行動援護のサービス提供責任者の資格要件については18頁参照

実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

イ) サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

資格要件 サービス種別	介護福祉士	養成研修修了者(各研修に相当する研修を含む)								みなし証明者(注3)	その他	経過措置	
		実務者研修 居宅介護職員 初任者研修	介護職員 初任者研修	介護職員 基礎研修	訪問介護員 (1・2級)	居宅介護 従業者養成 研修	訪問介護員 (3級)	居宅介護 従業者養成 研修	障害者居宅 介護従事者 基礎研修				生活援助 従事者研修 修了証
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	注4	注4			注6	注4		
	家事援助	○	○	○	○	注5	注5	○		注5	注5		
	乗降介助	○	○	○	○	注5	注5			注5	注5	注7	
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○			○				注8
同行援護(注9)	△	△	△	△	注4,5	注4,5					注4,5	注9	
行動援護(注10)	△	△	△	△					△				

注1 サービス提供責任者の注1と同じ

注2 強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。

注3 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。

注4 報酬は、身体介護の報酬の30%減算

注5 報酬は、家事援助又は乗降介助の10%減算

注6 重度訪問介護の報酬を算定（3時間以上の場合、632単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数）

注7 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの

注8 当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

注9 同行援護のサービス提供職員の資格要件については17頁参照

注10 行動援護のサービス提供職員の資格要件については18頁参照

④指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて

指定基準第43条により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者にご相談下さい。

なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

(※基準該当事業所については 36 頁を参照)

⑤通院等乗降介助の提供について

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可(次のア～オのいずれかの許可)を受けていることが要件となります。

- ア) 道路運送法第 4 条許可 (一般乗用旅客自動車運送事業の許可)
- イ) 道路運送法第 4 条許可 (患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可)
- ウ) 道路運送法第 43 条許可 (特定旅客自動車運送事業の許可)
- エ) 道路運送法第 78 条第 3 号許可 (自家用自動車有償運送の許可)
- オ) 道路運送法第 79 条許可 (福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録)

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を提出いただく必要があります。

- ア) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について
- イ) 運営規程
 - ※「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。
- ウ) 道路運送法の許可書の写し

同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

1 サービス提供責任者の資格要件

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上
の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 従業者(サービス提供職員)の資格要件

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

※ 兵庫県では、以下のいずれかの研修修了者については、上記一般課程の修了者とみなす

- ① 視覚障害者移動介護従業者養成研修
(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)
- ② 視覚障害者移動支援従業者(ガイドヘルパー)養成研修
(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号)

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

又は

盲ろう者向け通訳・介助員 ※令和6年3月31日までの間の暫定措置
(平成30年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者)

※ 同行援護に係る人員配置基準上の経過措置は平成30年3月31日に終了しました。

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成 27 年 4 月より行動援護従業者養成研修が必須化されています。
経過措置は令和 6 年 3 月 31 日まで延長されています。

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 3 年以上の従事経験を有する者

経過措置 (令和 6 年 3 月 31 日まで)

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修 1 級修了者
・居宅介護従業者養成研修 2 級修了者
又は初任者研修修了者で 3 年以上の実務経験のある者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者

経過措置 (令和 6 年 3 月 31 日まで)

居宅介護従業者の要件を満たす者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者

研修の取り扱いについて

行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）について、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなします。

(2) 短期入所

① サービス内容

居宅においてその介護をする者が病気の場合等に、障害者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

② 類型別指定基準

短期入所サービスは、それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

区分	類型	基準の概要等
概要	併設型	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所
	空床型	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
	単独型	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）
人員基準	従業者 併設型 空床型	ア) 入所施設等、宿泊型自立訓練、共同生活援助を行う事業所のサービス提供時間において、短期入所を行う場合の生活支援員等の数 ⇒ <u>当該施設の入所者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上</u> イ) 併設型・空床型のア) 以外の時間帯における生活支援員等の数 ⇒ ○当該日の利用者数が6人以下：1人以上 ○当該日の利用者の数が7人以上：1人に当該日の利用者の数が6人を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 福祉型強化短期入所サービス費を算定する場合、看護職員を常勤で1人以上配置（医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合のみ）
		単独型
管理者	併設型 空床型 単独型	原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	併設型 空床型	入所施設等、宿泊型自立訓練、共同生活援助の居室であって、その全部又は一部が利用されていない居室を用いること
	単独型	○一の居室の定員は、4人以下とすること。 ○地階に設けてはならない。 ○利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、有効面積で8㎡以上とすること。 ○寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

区分	類型	基準の概要等
設備	併設型	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。
	空床型	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。
	単独型	○食 堂：食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること。 ○浴 室：利用者の特性に応じたものであること。 ○洗面所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。 ○便 所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。

（3）共同生活援助（グループホーム）

①サービス内容

家庭的な雰囲気のもとで日常生活を送ることができるように、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を提供するサービスです。

介護サービスの提供については、①グループホーム事業者が自ら行うか（**介護サービス包括型、日中サービス支援型**）、②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（**外部サービス利用型**）のいずれかの形態を事業者が選択することができます。

②指定の単位

- 個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1つの事業所として指定します。

※「共同生活住居」：複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物

※「一定の地域の範囲内」：主たる事務所から概ね30分程度で移動でき、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がない範囲。

主たる事務所と共同生活住居間の公共交通機関等による経路距離がわかる地図を添付してください。

- 1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との密接な連携を前提として、一定の設備基準を緩和した「サテライト型住居」を設置することが可能です。
- 事業所全体で、共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

③人員配置等

ア) 指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置

- 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所ごとに利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要時間が定められているものではありません。
- ただし、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視したサービスの提供に配慮が必要です。
勤務形態一覧表（参考様式1、参考様式1の2）は、共同生活住居ごとに作成してください。
- その他、指定基準上の人員配置については、次ページ④指定基準を参照してください。

イ) 夜間及び深夜の時間帯における配置

- 日中サービス支援型のみ、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（宿直勤務を除く）の配置が必要です。
- 介護サービス包括型、外部サービス利用型においては、指定基準に定められた世話人・

生活支援員とは別に、夜間における介護や緊急時の対応のため、夜間及び深夜の時間帯に夜勤職員や宿直職員を配置する場合や、防災・連絡体制を整備する場合は、報酬上、夜間支援等体制加算を算定することができます。ただし、算定にあたっては神戸市への届出が必要です。

- なお、夜間に職員の配置を行わない場合も、夜間の緊急時等における対応方法を定め、利用者に十分説明しておく必要があります。

ウ) その他

- 利用者に病状の急変が生じた場合等は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、神戸市、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要です。緊急時等における対応のため、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要です。

④指定基準

類 型	介護サービス包括型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助
管理者	常勤1人 原則として管理業務に専ら従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
サービス 管理責任者	30:1 入居定員が20人以上である場合は、できる限り専従とすること		
生活支援員 ※夜間及び深夜 帯以外の時間 帯に勤務	次の①～④の合算した数以上 （常勤換算方法） ①区分3の利用者数を9で 除した数 ②区分4の利用者数を6で 除した数 ③区分5の利用者数を4で 除した数 ④区分6の利用者数を2.5 で除した数	配置しなくてよい （必要に応じて介護サービス を行う場合は、指定居宅介護事 業者に委託して実施）	次の①～④の合算した数以上 （常勤換算方法） ①区分3の利用者数を9で除 した数 ②区分4の利用者数を6で除 した数 ③区分5の利用者数を4で除 した数 ④区分6の利用者数を2.5で 除した数 ※世話人、生活支援員、夜間 支援従事者のうち、 <u>1人</u> 以 上は常勤 ※常時1人以上の世話人又は 生活支援員を配置
世話人 ※夜間及び深夜 帯以外の時間 帯に勤務	利用者数を <u>6</u> で除した数以上（常勤換算方法） ※より手厚く配置した場合は高い報酬単価を算定可		利用者数を5で除した数以上 （常勤換算方法）
夜間支援従事 者※	—		1以上（共同生活住居ごとに 必要）
定員（事業所）	4人以上（サテライト型住居の利用者を含む）		
定員（共同生活 住居）	新規建物2～10人 既存建物2～20人（サテライト型住居の利用者を含まない）		
定員（ユニット）	2人以上10人以下		
居室面積	収納設備等を除き有効面積で7.43㎡以上		
居室定員	1人		
設備	ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、トイレ、風呂、洗面所、台所が必要。 利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。		

類型	介護サービス包括型 共同生活援助	外部サービス利用型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助
立地	<p>住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、<u>入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設</u>（以下、「入所施設」という。）<u>又は病院の敷地外</u>にあるようにしなければならない。ただし、これらの入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地内に存する入所施設等以外の建物が、<u>入所施設等から建物の構造上独立</u>しており、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されているときは、当該建物を共同生活住居とすることができる。（神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第13条）</p> <p>・利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないようにすること（障発0119第2号平成29年1月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長「指定共同生活援助の指定基準（立地）に関する疑義について」）</p>		
協力医療機関	必要（病状の急変等への対応に支障のない近距離）		
協力歯科医療機関	あらかじめ定めておくよう努めなければならない（病状の急変等への対応に支障のない近距離）		
支援体制の確保	地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えること。		

※夜間支援従事者について

夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務する世話人又は生活支援員であり、宿直勤務は除く。

※（参考）立地について

・グループホームが障害者の住まいであることを踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域に該当する区域については慎重に安全性について検討のうえ事前に相談してください。

※（参考）協力医療機関及び協力歯科医療機関について

病状の急変等への対応に支障のない近距離とは、概ね20分以内で移動できることを目安としています

サテライト型住居について

- 本体住居（共同生活住居）と概ね20分以内で入居者が移動することが可能であること。
本体住居と共同生活住居間の公共交通機関等による経路距離がわかる地図を添付してください。
- サテライト型住居は1つの本体住居に対して2か所まで。ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所まで。
- サテライト型住居の入居定員は1人。
- 原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けること。
- 居室の面積は、収納設備等を除き有効面積で7.43㎡以上
- 本体住居及びサテライト型住居には、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けること。（携帯電話可）
- 本体住居の職員が定期的に巡回（原則1日に複数回）し、日常生活上の援助を行うこと。

（参考）※防火安全対策について

消防法令により、障害者グループホームなどの施設においては、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置などの防火安全対策が義務付けられています。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認いただき、対策を講じてください。

⑤外部サービス利用型共同生活援助事業所における介護サービスの提供

- 外部サービス利用型共同生活援助事業所は、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助に係る業務を、受託居宅介護サービス事業者（指定居宅介護サービス事業者）に委託して実施することができます。
- 介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護サービス事業者と、介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければなりません。
- 外部サービス利用型共同生活援助事業所は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うとともに、介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければなりません。
- 利用者が共同生活住居において介護サービスの利用を希望する場合は、外部サービス利用型共同生活援助事業所と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者の事業所の名称、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得てください。
- 運営規程に、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を明記してください。

⑥日中サービス支援型の運営に関する主な基準

- 日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に短期入所（併設型又は単独型に限る）を行うものとする。
- 常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(4) 重度障害者等包括支援

① サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

〔対象〕 障害支援区分6（障害児については区分6に相当する者）で、意志疎通に著しい困難を伴う者

② 指定基準

ア) 実施主体

重度障害者等包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の指定を受けていること。

イ) 人員基準

- 管理者（兼務可）
- サービス提供責任者 1人以上は専任かつ常勤

サービス提供責任者の資格要件（居宅介護のサービス提供責任者とは異なることに注意）

- (i) 相談支援専門員の資格を有していること（資格要件は39-40頁参照）
- (ii) 重度障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上あること

ウ) 運営基準

- 利用者からの連絡に随時（24時間）対応できる体制を有していること。
- 自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していること。
- 主たる対象者に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- 主たる対象者と利用者数（対応可能な利用者の数）を運営規程に定めること。
- 重度障害者等包括支援事業者及びその委託事業者は以下の要件を満たすこと。
 - (i) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については最低基準を満たすこと。
 - (ii) 短期入所、共同生活援助については指定基準を満たすこと。
 - (iii) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、ヘルパーの資格要件は設定しない。ただし、同居家族による介護は不可。

③ その他

- 報酬は重度障害者等包括支援事業者にて全て支払われ、他の事業者にて委託してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払う。
- なお、報酬は支給決定した単位数そのままを支払われることとなり、実際に使ったサービス量により増減することはない。（包括払い方式）

(5) その他障害福祉サービス及び障害者支援施設

①サービス内容

種 類	内 容
療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供する。
生活介護	地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者に対して、障害者支援施設などで、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	一般就労などを希望する障害者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行う。
就労継続支援	通常の企業等に就労することが難しい障害者に対して、就労の機会や生産活動などの機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練などを行う。
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の企業等に新たに雇用された障害者に対して一定期間、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、企業等との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行う。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者につき、一定期間自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
施設入所支援 （障害者支援施設）	障害者支援施設に障害者を入所させ、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事及び生活等に関する相談もしくは助言その他の身体機能もしくは生活能力の向上のために必要な支援を行う。

②共通的な基準事項

ア)人員配置基準

管理者	療養介護	医師
	就労継続支援	次のいずれかを満たす者 (i)社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等) (ii)社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 (iii)企業を経営した経験を有する者 (iv)社会福祉施設長認定講習会を修了した者
	生活介護 自立訓練 就労移行支援 施設入所支援	上記(i)、(ii)、(iv)のいずれかを満たす者
	責務	(i)事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 (ii)事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
備考	専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 <u>のいずれか</u> との兼務は可。	
サービス管理責任者	療養介護 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 施設入所支援	(i)利用者数60以下： <u>1人以上</u> (ii)利用者数61以上： <u>1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u> ※常勤専従1人以上 ※就労定着支援については、一体的に運営している生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者数の合計数に応じて配置
	自立生活援助	(i)利用者数30以下： <u>1人以上</u> (ii)利用者数31以上： <u>1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</u>
	資格要件	次のいずれも満たす者(詳細は27-29頁を参照) (i)障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3~8年以上 (ii)サービス管理責任者等基礎研修(講義・演習)、相談支援従事者初任者研修修了後、実践研修受講開始日前5年のうち通算2年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修(講義・演習)を修了(5年毎に更新必要)していること
	業務	(i)個別支援計画の作成 ○利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ○個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。 ○個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ○作成した個別支援計画を利用者に交付。 ○個別支援計画の実施状況を把握し、少なくとも以下の頻度で見直しを実施。 療養介護・生活介護・就労継続支援・就労定着支援： <u>6月に1回以上</u> 自立訓練・就労移行支援・自立生活援助： <u>3月に1回以上</u> (ii)利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。 (iii)利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。 (iv)他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
備考	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。但し、支援に支障がなければ、管理者(自立生活援助については管理者又は地域生活支援員)との兼務可。	

サービス管理責任者の要件

○サービス管理責任者として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

実務経験 ①

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて、3年、5年、8年）

研修の修了 ②

サービス管理責任者等基礎研修（講義・演習）、相談支援従事者初任者研修を修了し、実践研修受講開始日前5年のうち通算2年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修（講義・演習）を修了していること（実践研修修了後5年毎に受講が必要）。

（注1）実務経験の要件は、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定められています。（28頁参照）

（注2）平成18～30年度に、サービス管理責任者研修のいずれかの分野を受講している方は、**令和5年度末までは**、引き続きサービス管理責任者として業務に従事することができます。

（注3）平成31年度～令和3年度の基礎研修修了者は、実務経験要件を満たしている場合は、**基礎研修修了者となった日から3年間に限り**サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなします。

（注4）既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修修了者を2人目のサービス管理責任者等として配置できます（実践研修受講前であっても個別支援計画の原案を作成できます）。

（注5）平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者については、新制度における相談支援従事者初任者研修（1日程度）を平成24年3月31日までに受講すれば、相談支援従事者初任者研修を受講したものとみなします。

（注6）やむを得ない事情（事前の申し出により神戸市が認めた場合に限る）によりサービス管理責任者が欠如した事業所においては、当該事由発生後1年間は、実務経験の要件を満たしていれば、研修修了の要件を満たしているものとみなします。

（注7）サービス管理責任者、相談支援専門員として配置が予定されている方は、都道府県が実施する研修の受講が必要です。神戸市では研修を実施しておりません。他自治体が行う研修を受講してください。

兵庫県はサービス管理責任者等研修を実施しています。詳しくは、委託事業者（兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所 研修課）のホームページをご確認ください。

実務経験内容及び必要年数（サービス管理責任者）

業務範囲	業務内容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等（※下記参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が１年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5 年 以上
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター	8 年 以上
	③ 有資格者等 コ 上記①及び②の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員２級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（※1） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 サ 上記①及び②の業務に３年以上従事する者で、国家資格等（※2）による業務に３年以上従事している者	5 年 以上

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

※1 保育所は、表中の①②に定められた施設ではないため実務経験として算定できない。

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

サービス管理責任者の実務要件に関する Q&A

質 問	回 答
○旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっている（前頁③コ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっている（前頁③サ）が、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。ただし、かつ国家資格による従事期間が通算して3年以上必要であり、その期間は国家資格取得後となる。
○実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、前頁の表の下に記載した「①相談支援業務」及び「②直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	過去に勤務していた施設等の長による証明書を確認する。ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない。 尚、過去に勤務した施設等が現存しない場合は、業務内容や業務期間及び勤務日数等が記載された出勤簿等の客観的に判断できる書類の提出を求め、実務経験として認められるか判断を行う。
○障害福祉サービス事業所に経理事務員として10年以上勤務した場合、実務経験として認められるのか。	認められない。
○高齢者居宅介護支援事業所でケアマネージャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5年以上の実務経験があれば対象となる。
○幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障害児がいた場合、実務経験として認められるか。	サービス管理責任者の場合、児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務としては認められないが、特別支援学級は認められる。

イ) 規模

- (i) 最低定員の原則 社会福祉法に定める 20 人
- (ii) 最低定員の例外
 - a. 就労継続支援 A 型 10 人
 - b. 施設入所支援 30 人
ただし、入所を目的とする他の社会福祉施設等と併設される場合は 10 人
 - c. 平成 24 年 3 月 31 日までに、特例の適用により小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換した場合は 10 人以上
 - d. 共生型サービス 介護保険上のサービスの定員が適用

ウ) 設備基準

- 構造は、利用者の特性に応じて工夫されて、かつ、日照、採光、換気等、利用者の保健衛生及び防災に配慮されていること。
- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。
- 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(参考)

- ・ 訓練・作業室は有効面積概ね 3 m²/人以上を目安としています
- ・ 多目的室は有効面積概ね 10 m²以上を目安としています
- ・ 事業所に事務室を設置する場合は、サービスごとに鍵付き書庫を設置するなど、適正に個人情報管理を行ってください。
- ・ 区画が明確に特定されている場合は、例えば、机、椅子、パソコン、鍵付き書庫をサービスごとに設けている場合をいいます。

③サービスごとの個別基準

ア) 療養介護

人員基準 (サービス提供職員)	(i) 医師 健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 (ii) 看護職員 (看護師又は准看護師若しくは看護補助者) 常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上 (単位ごと) (iii) 生活支援員 ○ 常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上 (単位ごと) (ただし、看護職員が (ii) 以上に配置されている場合は、看護職員の数から (ii) を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。) ○ 1 人以上は常勤であること (単位ごと) ○ 生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
設備基準	○ 医療法に規定する病院に置くべきものとされる設備 ○ 多目的室その他の運営上必要な設備
最低定員	20 人

イ) 生活介護

<p style="text-align: center;">人員基準 (サービス提供職員)</p>	<p>(i) 医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 (ii) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師) 1人以上 (単位ごと) (iii) 理学療法士又は作業療法士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数(単位ごと) ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。 (iv) 生活支援員 1人以上 (単位ごと) 常勤1人以上 ○専ら当該事業所又はサービス単位の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ○サービス提供職員の総数 (単位ごと (ii)～(iv)の配置総数) ・平均障害支援区分4未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・平均障害支援区分4以上5未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 ・平均障害支援区分5以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上</p>
<p style="text-align: center;">設備基準</p>	<p>(i) 訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること (ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること (iii) 洗面所 利用者の特性に応じたもの (iv) 便所 利用者の特性に応じたもの (v) 多目的室その他運営上必要な設備 ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p>
<p style="text-align: center;">最低定員</p>	<p>20人</p>

ウ) 自立訓練 (機能訓練)

<p style="text-align: center;">人員基準 (サービス提供職員)</p>	<p>(i) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師) 1人以上 (常勤1人以上) (ii) 理学療法士又は作業療法士 1人以上 ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。 (iii) 生活支援員 1人以上 (常勤1人以上) ○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ○サービス提供職員の総数 ((i)～(iii)の配置総数) 常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ○訪問による自立訓練 利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、(i)～(iii)に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p>
<p style="text-align: center;">設備基準</p>	<p>生活介護と同基準 (31頁参照)</p>
<p style="text-align: center;">最低定員</p>	<p>20人</p>

エ) 自立訓練（生活訓練）

人員基準 (サービス提供職員)	<p>(i)生活支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【通常型】常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上 ・【宿泊型】常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上 ・常勤1人以上 <p>(ii)地域移行支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【宿泊型】1人以上 <p>○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>○健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数を常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>○訪問による自立訓練</p> <p>利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p>
設備基準	<p>【通常型】 生活介護と同基準（31頁参照）</p> <p>【宿泊型】 居室 定員1人 有効面積で7.43㎡（収納設備等を除く）以上</p> <p>浴室 利用者の特性に応じたもの</p>
最低定員	20人

オ) 就労移行支援

人員基準 (サービス提供職員)	<p>(i)職業指導員 1人以上</p> <p>(ii)生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【一般型】常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ・【資格取得型】常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 <p>(iii)就労支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上 <p>○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
設備基準	<p>生活介護と同基準（31頁参照）</p> <p>※資格取得型の場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること</p>
最低定員	20人

カ) 就労継続支援

人員基準 (サービス提供職員)	<p>(i)職業指導員 1人以上</p> <p>(ii)生活支援員 1人以上</p> <p>○職業指導員及び生活支援員の総数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ・職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 <p>○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
設備基準	生活介護と同基準（31頁参照）
最低定員	<p>【A型（雇用契約あり）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約締結利用者10人以上

	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内 <p>【B型（雇用契約なし）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20人
--	--

キ) 就労定着支援

<p>人員基準 (サービス提供職員)</p>	<p>(i) 就労定着支援員 1人以上</p> <p>○就労定着支援員の総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法により、利用者の数を40で除した数以上 <p>○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>設備基準</p>	<p>(i) 事務室</p> <p>○専用の事務室を設けること。ただし、区画が明確に特定されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>(ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p>

ク) 自立生活援助

<p>人員基準 (サービス提供職員)</p>	<p>(i) 地域生活支援員 1人以上</p> <p>○就労定着支援員の総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数25人に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい <p>○専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>
<p>設備基準</p>	<p>(i) 事務室</p> <p>○専用の事務室を設けること。ただし、区画が明確に特定されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</p> <p>(ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p>

ケ) 施設入所支援（障害者支援施設）

<p>人員基準 (サービス提供職員)</p>	<p>○施設入所支援（夜勤職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が60人以下 1人以上 ・利用者が61人以上 利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 <p>○昼間実施サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのサービスの基準による。 ・複数の日中活動サービスを行う場合は、多機能型と同様の取扱い（8頁参照）
<p>設備基準</p>	<p>(i) 居室 ○定員4人以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地階への設置は不可 ○利用者1人あたりの床面積有効面積で9.9㎡以上（収納設備等を除く） ○寝台又はこれに代わる設備設置 ○一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下、広間に直接面して設けること ○必要に応じて利用者の身の回り品を保管できる設備設置 ○ブザー又はこれに代わる設備設置 <p>(ii) 食堂 ○食事の提供に支障がない広さ 必要な備品設置</p> <p>(iii) 浴室 ○利用者の特性に応じたもの</p> <p>(iv) 洗面所 ○居室のある階ごとに設置 利用者の特性に応じたもの</p> <p>(v) 便所 ○居室のある階ごとに設置 利用者の特性に応じたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ブザー又はこれに代わる設備設置（平成25年4月施行。経過措置あり。） <p>(vi) 相談室 ○室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>(vii) 廊下幅 ○片廊下内寸1.5m以上、中廊下内寸1.8m以上</p>

	○廊下の一部を拡張することにより利用者、従業員等の円滑な往来に支障がないようにすること (viii)多目的室 その他の運営上必要な設備 ※原則として、建物は耐火又は準耐火建築物であること
最低定員	○施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上） ○昼間実施サービス 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上） ○複数の昼間実施サービスを行う場合 サービスごとに定める定員以上（生活介護、自立訓練、就労移行支援6人、就労継続支援10人）かつ各サービス利用定員合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は12人以上）
その他	平成18年10月1日に現存する施設について、設備要件に関して経過措置がある。

④共生型サービスの指定について

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所は、もう一方の制度における指定が受けやすくなりました。

共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合、指定障害福祉サービスの指定と同様の手続が必要です。但し、省略できる書類もございますので、詳しくは神戸市ホームページ内の「提出書類一覧（指定申請）」をご確認下さい。（49頁参照）

共生型サービスに関する指定基準

共生型サービス (7)	指定事業所 (4)	人員基準	設備基準	その他
共生型居宅介護	訪問介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の合計数であるとした場合における(イ)として必要とされる数以上であること	(イ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
共生型 重度訪問介護	訪問介護	利用者の数を(ア)及び(イ)の合計数であるとした場合における(イ)として必要とされる数以上であること	(イ)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

共生型サービス (7)	指定事業所 (4)	人員基準	設備基準	その他
共生型生活介護	児童発達支援/ 放課後等デイサービス	(7)を受ける利用者の数を含めて、(4)として必要とされる数以上であること	(4)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表3「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型生活介護	通所介護/地域密着型通所介護/ 小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(4)として必要とされる数以上であること	(4)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表3「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型短期入所	短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護/ 小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(4)として必要とされる数以上であること	(4)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	短期入所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表4「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型自立訓練 (機能訓練)	通所介護/地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(4)として必要とされる数以上であること	(4)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表8「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)
共生型自立訓練 (生活訓練)	通所介護/地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護	(7)を受ける利用者の数を含めて、(4)として必要とされる数以上であること	(4)として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる	自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること(付表9「その他参考となる事項」「その他」欄に記載すること)

⑤基準該当事業所について

指定事業所に準ずるものとして、一部のサービスについては、「基準該当事業所」として認められる場合があります。

「基準該当事業所」とは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件（人員、設備及び運営に関する基準）のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準（※）を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。（法第30条第1項）

※基準該当の基準についても、サービス種別に定められています。内容については、以下の省令を参照して下さい。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

※また神戸市では、一部独自基準を設けていますので、詳しくは神戸市ホームページをご確認ください。（49頁参照）

【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 短期入所
- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労継続支援B型

【その他留意事項】

基準該当障害福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にかかる費用は、指定障害福祉サービスにかかる費用の85%相当の額とされています。

○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号）

3. 相談支援事業者の指定について

(1) 相談支援の体系

指定一般相談支援事業者
○地域相談支援 ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）
指定特定相談支援事業者
○計画相談支援 サービス利用支援、継続サービス利用支援 ○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）
指定障害児相談支援事業者
○障害児相談支援 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）について

①対象

[地域移行支援]

- ・障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- ・精神科病院等に入院している精神障害者
- ・救護施設又は更生施設に入所している障害者
- ・刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- ・更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

[地域定着支援]

- ・居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
 - ・居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
- ※共同生活援助の利用者及び宿泊型自立訓練の入居者は対象外

②サービス内容

[地域移行支援]

- ・おおむね週に一回以上利用者との対面により、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。

[地域定着支援]

- ・常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他の必要な支援を行う。

③事業者指定基準

[人員基準] 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援従事者

(注)・事業所ごとに1人以上専従の者を配置（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助との兼務可）

- ・業務に支障のない場合は、他の職務又は他の事業所・施設等の職務の兼務可
- ・相談支援専門員の資格要件については 39-40 頁参照
- ・地域移行支援・地域定着支援従事者については資格・経験不問

〔設備基準〕

(i) 事務室

- 専用の事務室を設けること。ただし、区画が明確に特定されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

(ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること

※地域移行支援・地域定着支援は支援の継続性確保の観点から、両方の指定を受けることが基本（ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合は、片方のみの指定可）。

(3) 計画相談支援・障害児相談支援について

①対象

〔計画相談支援〕

- ・障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者
- ・指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

〔障害児相談支援〕

- ・障害児通所支援の通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者
- ・指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

②サービス内容（計画相談支援・障害児相談支援共通）

- ・支給決定前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成。
- ・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。
- ・サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを実施（モニタリング）。
- ・支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

③事業者指定基準

〔基本要件〕「総合的に相談支援を行う者」

ア) すべての障害種別を対象とする

（他の事業所との連携により対応可能な場合を含む）

イ) 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること

ウ) 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

〔人員基準〕 管理者、相談支援専門員

（注）・事業所ごとに 1 人以上専従の者を配置（地域相談支援との兼務可）

- ・業務に支障のない場合は、他の職務又は他の事業所・施設等の職務の兼務可
- ・相談支援専門員の資格要件については 39-40 頁参照

〔設備基準〕

(i) 事務室

- 専用の事務室を設けること。ただし、区画が明確に特定されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

（例：机、椅子、パソコン、鍵付き書庫をサービスごとに設けるなど）

(ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること

※ (参考) 障害児については、訪問サービス、短期入所など障害福祉サービスと障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることをご検討ください。

(4) 相談支援専門員の資格要件

相談支援専門員として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

<p>実務経験 ① 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて、3年、5年、10年）</p> <p>平成24年厚生労働省告示第225号「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」、平成24年厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められています。（次頁参照）</p>
<p>研修の修了 ② 「相談支援従事者初任者研修」を修了</p> <p>都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修（平成18年度以降実施分、5日間）を修了していることが必要です。また、<u>現任研修を5年に1度以上受講することが必要</u>です。</p> <p>〔初任者研修例外〕平成17年度以前に、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント従事者養成研修を受講したことのある者については、新制度における相談支援従事者初任者研修（1日程度）を平成24年3月31日までに受講すれば可。</p>

相談支援専門員の要件となる実務経験について (告示第 225～227 号)

業務範囲	業 務 内 容	年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 平成18年10月1日時点で下記の施設等において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに必要年数を満たしている者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 ○ 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	ロ 施設等における相談支援業務 (1) 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、その他これに準じる事業 (2) 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、福祉事務所、その他これに準じる施設 (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準じる施設	ロ、ハ、ホ、ヘが通算して5年以上
	（4）次のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務 ○ 社会福祉主事任用資格を有する者 ○ 介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 ○ 国家資格等※を有する者 ○ ロ(1)～(3)に掲げる施設に従事した期間が1年以上である者	
	ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援業務	
	ヘ 特別支援学校その他これに準じる機関において就学相談・教育相談・進路相談の業務	
② 直接支援業務	ニ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、その他これに準じる施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これに準じる事業（市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター） ○ 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これに準じる施設	10年以上
③ 有資格者等	ハ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記ニの直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（介護職員初任者研修・訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 保育士（※1） (4) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	ロ、ハ、ホ、ヘが通算して5年以上
	ト 国家資格等（※2）による業務に5年以上従事している者が実施する、上記①(イを除く)の相談支援業務又は上記②の直接支援業務	3年以上

第1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

第2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※1 保育所へ勤務した期間は、①②の業務にあたらなため実務経験として算定できない

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

IV その他必要な手続き

1. その他手続きの概要

指定事業者等が神戸市に対して行うべき主な手続きの概要は以下の通りです。

申請内容	手続きが必要となる場合	書類提出期限（必着）
指定申請(様式第1号)	新たに指定障害福祉サービス事業等を開始する場合	4頁を参照
指定変更 (様式第1号の2)	・生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の定員を増加する場合 ・障害者支援施設のサービス変更や定員を増加する場合	
加算届(様式第5号)	基本報酬や加算の変更（新規算定・区分変更・算定廃止）をする場合	原則前月15日まで（変更内容により、提出期限が異なります）
障害福祉サービス等処遇改善計画書（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算）(別紙様式2-1～2-3)	福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を算定する場合	前々月末日
障害福祉サービス等処遇改善変更届出書 (別紙様式6)	すでに提出した各年度の処遇改善計画書に年度途中に変更があった場合など	
変更届(様式第2号)	法人や事業所の設備、人員、運営体制等を変更する場合	変更日から起算して10日以内
指定更新 (様式第1号の3)	指定日より6年ごとに、指定の更新を受ける場合 ※指定更新を行わなければ、指定失効となります。	対象事業所に電子メールで案内を送付します。
廃止届(様式3号) 休止届(様式3号)	・指定事業所を休止又は廃止する場合	・休止、廃止予定日の1ヶ月前まで
再開届(様式3号)	・休止事業所を再開する場合	・再開した日から10日以内 ・(参考)加算届は前月15日までに提出が必要です。参考様式1, 変更届を提出の上事前相談をお願いします。
開始届(様式14号) 変更届(様式15号) 廃止・休止届(様式16号)	・事業を開始する場合 ・事業を変更する場合 ・事業を廃止する場合	・事業開始時 ・変更の日から1月以内 ・事業廃止時
業務管理体制 (第1号、第3号様式)	・新規の場合又は届出先区分の変更が生じた場合 ・届出事項に変更があった場合	・事業開始時 ・届出事項に変更があった時

2. 変更届(様式第2号)の提出について

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に神戸市に変更届を提出する必要があります。

提出書類は、以下のリンクの変更届ガイドよりダウンロードしてください。いくつかの質問に答えるだけで必要な届出書類が一覧で表示されるとともに、一括でダウンロードできます。

変更届ガイドリンク

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change>

変更届ガイドイメージ



3. 介護給付費等算定届(加算届)(様式第5号)について

(1) 新規指定時の届出

指定申請に併せて、給付費を算定するにあたって、あらかじめ加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」(加算届)(様式第5号)によって神戸市に届け出る必要があります(重度障害者等包括支援は除く)。

(2) 指定を受けて以降の届出

- ① 事業所指定を受けて以降、介護給付費等の加算にかかる変更を行う場合、処遇改善加算等の一部加算を除き、算定開始を希望する月の前月15日必着で届出が必要です。尚、郵便等の事情は考慮できませんので、できるかぎり早く提出してください。
- ② 届出済みの加算の要件を満たさなくなった場合、加算の算定はできません。加算の算定を「なし」とする届出が必要となります。算定していた加算の単位数が減る場合(区分の変更)も、同様に加算の算定はできません。その際、①に記載した期限までに改めて届出を行わなければ、同一の加算であっても変更はできませんのでご注意ください。

参考：単位数が減る場合の具体的な取扱い

具体的事例

4月から福祉専門職員配置等I型を算定していたが、同年10月からI型の要件を満たさないことが分かり、同年10月から引き続きII型の算定したい場合

必要な届出

9月15日までに、福祉専門職員配置等Ⅱ型の届出を行う

※9月15日以降になる場合は、10月適用の「なし」の届出と、10月15日までに11月適用の「Ⅱ型」への変更の届出が必要です。(全て様式第5号関連)

※介護給付費等算定届とインターネット請求

介護給付費等のインターネット請求においては、神戸市が介護給付費等の加算の内容(報酬区分や体制加算等)を事業所情報として国保連合会に提供します。

システム内で、事業所から提出された請求データと、神戸市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

加算の届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は届け出た加算等の内容に沿って行っていただく必要があります。

また、変更の内容によっては、加算の届出(様式第5号)に加えて速やかに変更届出(様式第2号)を行っていただく必要があります。

(3) 必要な手続き

提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。(49頁参照)

4. 指定更新について

6年ごとに指定の更新が必要です。原則として電子メールで更新のご案内をしますので、有効期間満了までに更新の手続きを行ってください。

提出書類は、以下のリンクの指定更新ガイドよりダウンロードしてください。いくつかの質問に答えるだけで必要な届出書類が一覧で表示されるとともに、一括でダウンロードできます。

指定更新ガイドリンク

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-update/>

指定更新ガイドイメージ(次ページ)

ガイドを利用し
質問に回答

抽出された必要書類を
まとめてダウンロード

記入・郵送

5. 事業所の廃止、休止及び再開について

事業を廃止・休止しようとする時は、1か月前までに、休止していた事業を再開する時は、事前に市と協議をした上で、再開した日から10日以内に神戸市に届出を提出する必要があります。提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。(49頁参照)

6. 障害福祉サービス事業等の開始届、変更届、廃止届等について

障害福祉サービス事業等を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を神戸市に行う必要があります。(法第79条、児童福祉法第34条の3)

(1) 届出の対象となる事業

- | |
|---|
| ア) 障害福祉サービス事業 (サービス種類ごとに届出が必要)
イ) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業
ウ) 移動支援事業 エ) 地域活動支援センターを運営する事業
オ) 福祉ホームを経営する事業 |
|---|

(2) 届出様式

区 分	届出書の種類
事業開始時	障害福祉サービス事業等開始届 様式第14号
変更 (1月以内)	障害福祉サービス事業等変更届 様式第15号
廃止 (休止) しようとする時	障害福祉サービス事業等廃止 (休止) 届 様式第16号

7. 業務管理体制整備にかかる届出等について

平成24年度より、すべての指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。新たに障害福祉サービス事業等をはじめめる場合や、サービスの追加指定を受ける場合には、届出が必要となる場合があります。提出書類等は、神戸市ホームページをご確認ください。(49頁参照)

8. 情報公表制度について

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。それに伴い全国で「障害福祉サービス等情報公表システム」の運用が始まっています。

また、ワムネット (WAM NET) において、システムに関するお知らせや操作説明書 (マニュアル) 等の資料が掲載されています。

V 参考事項

1. 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため等、やむを得ないと認められる場合においては対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することができます。

【主たる対象者を特定する場合】

○運営規程において規定する。

○指定申請の際には、「主たる対象者（障害の種類）」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式 10）を添付する。

○理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの（対象としない障害種別についてサービス提供ができない理由）である必要がある。

（例）配置する従業者が知的障害者を支援した経験がなく、適切な支援ができない。

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2. 人員配置基準に必要な項目の算出方法について

（1）利用者数

前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）〔指定基準〕は 12 頁を参照

（2）平均障害支援区分

【算出方法】（平成 18 年厚生労働省告示第 542 号より）

$$\left((\text{区分 2 利用者数} \times 2) + (\text{区分 3 利用者数} \times 3) + (\text{区分 4 利用者数} \times 4) + (\text{区分 5 利用者数} \times 5) + (\text{区分 6 利用者数} \times 6) \right) \div \text{総利用者数}$$

前年度実績 1 年未満（実績無しを含む） 合理的推定方法

※小数点第 2 位以下四捨五入

3. 定款の事業名の記載について

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。必ずしもこの文言に限定するものではありません。神戸市内で事業を行う場合、事業の根拠法が明記されていなくても差し支えありません。但し、自治体によっては法律名が必要となる場合がありますので、ご注意ください。※社会福祉法人の場合は、法人所管庁の指導に基づいた記載を行ってください。

指定を受ける事業	記載例
障害福祉サービス事業 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援	障害福祉サービス事業
相談支援事業 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援	相談支援事業

4. 介護給付費又は訓練等給付費の請求について

(1) 請求について

介護給付費又は訓練等給付費の請求は、神戸市から支払事務の委託を受けた兵庫県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に対し、インターネットにより行っていただきます。

事業所指定を受けた後、国保連から、インターネット請求において必要な「テストID」、「仮パスワード」を記載した通知や「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」及びこれらの「操作マニュアル」が郵送で届きますので、これらを使って、国保連に対し手続きを行って下さい。

(2) 請求・支払時期

請求情報を送信いただいた後、国保連にて「仮審査」が行われます。仮審査は、その時点の台帳情報（受給者台帳情報・事業所台帳情報）と請求情報を突合し、エラーがないかチェックを行うものです。毎月7日～8日頃の予定ですので、早め（6日頃めど）に請求情報を送信し、システム上でエラーがないか確認してください。毎月のスケジュールは、電子請求受付システム上の「お知らせ」でご確認下さい。給付費の支払いは、請求を行った月の翌月15日（その日が土曜日の場合は前日、日曜日・祝日の場合は翌平日）となります。

(3) お問い合わせ

インターネット請求にかかる準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法などのご質問は、国保連にお問い合わせ下さい。

兵庫県国民健康保険団体連合会

■ TEL 078-332-9406 ■ FAX 078-332-9520

■ 受付時間 平日 8:45～17:30

5. 契約について（基本的な考え方）

（1）契約者について

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者の間でサービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
- ・ 何らかの支援があれば、本人の意思を確認できる単身の知的障害者については、社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を活用すること等により、本人の意思により本人が契約できるよう配慮して下さい。

（2）契約にあたって事業者が行うべき事項について

【重要事項の説明】

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることについて利用者の同意を得なければなりません。

【契約の締結】

市町の支給決定を受けた利用者 と 事業者・施設の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業は第二種社会福祉事業に位置づけられる）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- ① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ その他厚生労働省令で定める事項

※ただし、書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができるとされています。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の神戸市への報告（※）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。

※新規に契約したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく神戸市に報告する必要があります。

6. 主な法令・通知

〔基本法令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

〔人員・設備・運営に関する指定基準・最低基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

〔介護給付費・訓練等給付費の請求に関する基準〕

○介護給付費等の請求に関する省令(平成18年9月29日厚生労働省令第170号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※上記の法令・通知は下記のホームページ等でご覧いただけます。(適宜、改正がなされていますので、常に最新のものをご確認ください。)

- 厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)
- の法令 法令検索（目次検索）→「第9編社会・援護」→「第2章障害保健福祉」
 - の通知 通知検索（目次検索）→「第9編社会・援護」→「第2章障害保健福祉」
→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※また神戸市では一部独自基準を設けていますので、ホームページで確認してください。

VI 神戸市ホームページのご案内

1. 各種様式等の掲載ページについて

主な手続きの必要様式は、以下の掲載ページよりダウンロードしてください。

確認事項	様式の掲載ページ
神戸市トップページ	http://www.city.kobe.lg.jp/
事業者の方へのご案内	国・兵庫県・神戸市からの通知等 https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/kakushututi.html
神戸市基準	障害福祉サービス事業等に関する神戸市の基準 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/kobe-ki-jun.html
指定申請 指定変更申請 給付費等算定届(加算届) 変更届 廃止届 休止届 再開届	障害福祉サービス事業等の指定申請手続き(事業者向け) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html
指定更新	障害福祉サービス事業等の指定更新手続き(事業者向け) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shiteikoushin/syogai-koushin-guide.html
業務管理体制整備	業務管理体制の整備に関する届出 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/gyomukanritaisei.html
処遇改善加算 特定処遇改善加算 ベースアップ等支援加算	処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算(障害福祉サービス等) https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shinse/shogukaizentokutei.html